平成２９年（フ）第１号
新潟県佐渡市野浦８番地
債務者　山本ひろみ
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２９年（フ）第３号
岐阜県中津川市付知町6771番地５
債務者　玉腰　恵子（旧姓阿部・安保）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２号
京都府与謝郡与謝野町字三河内198番地
債務者　進藤　克詞
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第９８号
大阪府松原市上田８丁目７番１―503号、営業所大阪府松原市上田６―１―30
債務者　ファッションハウスあんどうこと　安藤　雅江
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
堺市中区深井清水町3556番地　ムーンライト深井５Ａ、前住所大阪市中央区谷町４丁目８番30―403号
債務者　太田　博美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
堺市中区深井水池町2835番地11　ベーレン水賀池410号、前住所堺市中区深井清水町3593番地３
債務者　吉富あけみ
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
大分市寿町11番14号（第２鳥羽ビル805）
債務者　直野　　智
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６２号
大阪府東大阪市宝持４丁目３番７号　宝持荘９号室
債務者　宮下　勝行
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番38号　エナージ春日　303号
債務者　三浦　保雄
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３５号
大阪市東淀川区豊里２丁目23番10―207号、前住所大阪市東淀川区下新庄４丁目21番Ａ―401号
債務者　金田　翔吾
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
熊本県球磨郡多良木町大字久米1342番地１
債務者　山田　**静**昭
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４号
岡山県新見市上市142―５　アラモードメゾン１Ｂ　201、住民票上の住所広島県庄原市東城町川西859番地10
債務者　成田　　孝
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月18日午後４時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２９年（フ）第１０５号
東京都小平市上水本町６丁目11番37号コートハピネス103
債務者　村上　正道
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７３７号
静岡市清水区追分２丁目18番８号　ラフォーレプラザＫ　２―Ｆ
債務者　佐藤　伸広
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４号
沖縄県うるま市石川東恩納956番地４　スカイブルー307
債務者　井筒　章文
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部